

関税率法等の一部を改正する法律案(閣法第一三号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、個別品目の基本税率等の見直し  
ラミー糸及び剣道用の小手の基本税率の撤廃等を行うとともに、化粧品及び繊維製品の一部品目について分類を簡素化し税率を統一する。
- 二、金の密輸入に対応するための罰則の引上げ  
許可を受けないで輸出入する等の罪等に係る罰金額を引き上げる。
- 三、暫定税率の適用期限の延長等
  - 1 平成三十年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率(三百九十二品目)並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を一年延長する。
  - 2 輸入申告された貨物が特惠受益国の原産品であることを確認するための手続等に係る規定を整備す

る。

#### 四、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成三十年四月一日から施行する。